

31日未満の短期間で 派遣就業を希望されるスタッフの皆様へ

平成24年の労働者派遣法改正により、労働契約期間が31日未満の短期間派遣が原則禁止となりました。 ただし、以下の要件に該当する場合に限り「日雇派遣の原則禁止の例外」として、31日未満の短期間であっても、 派遣就業が可能となっております。

「日雇派遣の原則禁止の例外要件」

要件I

現時点において60歳以上である場合。

要件Ⅱ

学校教育法の学校(専修学校・各種学校を 含む)の学生又は生徒である場合。 (※定時制課程の在学者等を除く)

要件Ⅲ

生業の年間収入の額が 500万円以上である場合。

要件Ⅳ

あなたとあなたが生計を一緒にしている家族(配偶者や親族など)の全員の年間収入の合計額が500万円以上である場合。 (※あなた自身の収入が世帯の半分未満である)

日雇派遣の原則禁止の例外に該当する方で、当社で31日未満の短期派遣(日雇派遣)での就業を ご希望されるスタッフの方は、ご登録時に以下の確認書類をご提示頂いております。

下記の表より、いずれか1点をご用意下さい。(コピー可) 当社では確認書類のコピーは頂かず、ご提示のみお願いしております。(下記種類の記録のみさせて頂きます。)

要件	備考
要件 I (60歳以上)	年齢(生年月日)が証明できるもの : 運転免許証・健康保険証・住基台帳カード・パスポートなど
要件Ⅱ(学生又は生徒)	学生又は生徒であることが証明できるもの : 学生証・在学証明書など
要件Ⅲ(生業年収500万円以上)	昨年度の年収を証明できるもの : 源泉徴収票、所得証明書(課税(納税)証明書・通知書)、確定申告の控え、給与明細、
要件Ⅳ(世帯年収500万円以上)	年金納付・失業給付・育児休業給付・児童手当などの国からの給付通知書、など

確認書類をご用意出来ない場合

やむ得ない事情により、ご登録日までに、ご提示頂く確認書類がご用意出来ない場合は、 「〇〇年度分・日雇派遣の原則禁止の例外に関する確認・誓約書 」に自筆で、署名をして頂きます。

なお、確認書類のご用意が出来ない場合は、その理由をお伺いさせて頂き、 後日ご提示をして頂きます。(要件Ⅱ・Ⅲ・Ⅳに該当する方は、年度ごとに確認させて頂いて おります。)

お聞います!

「派遣の業務が法の規定により例外認定された業務」

以下の業務につきましては、「例外要件」を満たさなくても日雇派遣での就業が可能です。

〇ソフトウェア開発 〇調査 ○研究開発 ○機械設計 ○財務 ○事業の実施体制の企画・立案 ○事務用機器操作 ○取引文書作成 ○書籍等の制作・編集 ○通訳、翻訳又は速記の業務 ○デモンストレーション 〇広告デザイン 〇秘書 〇添乗 OOAインストラクション 〇ファイリング

〇受付、案内 ※駐車場管理等を除く 〇セールスエンジニアの営業、金融の営業